

区における技術部門のあり方

① 区建築課の現状と課題
② まちづくりと区建築課

① 区建築課の現状と課題

新野裕秀

一—はじめに

「区役所問題は古くて新しい」という言葉はどこかで聞いたような気がするが、この「調査季報」でもすでに何度か特集をくんでいる。

古くは昭和四十年第一〇号「区役所問題」そして四十八年第三九号「大都市における地域行政—区役所のあり方を中心に」また意識調査を中心としたものに四十七年第三六号「住民の要求と行政の対応へ意識調査から」、五十一年第四九号「区民生活と行政の対応—緑区の調査事例を中心に」などがある。その後

も特集としてではないが、行政研究や事例として多くの区役所に関する論文や提言が見られる。この間、昭和四十四年には行政区再編成が行われたり、機構改革も何度か行われている。

しかし、第四九号では横山桂次氏が「……以上の三号（一〇、三六、三九号、筆者註）において指摘された区政

改革を要請する諸原因は少しも除去されていまいばかりか、改革要請の緊急性はいよいよ高まっており、そこでは指摘されたいくつかの提言は現在でも生きているといつてよい。」

と言っている。また、昭和五十八年になっても川人政憲氏（第七七号「区役所における地区カルテづくり」）から次のような指摘がなされている。

「……最近になって、区役所のおかれている状況は改善され、『区役所新時代』と呼ぶにふさわしい状況になりつつはあるが、区役所の現状はそう変わっていない。」

他の論文にも同様な発言は多々見られる。つまり、この「調査季報」上で区役所問題が提起されてすでに二〇年近くも経過し、機構改革等も行われているにもかかわらず、区役所のあり方にふれ

- 一—はじめに
- 二—建築課の歴史
- 三—建築課の現状
- 四—建築課から見た建築行政の問題点
- 五—建築相談と建築課の役割
- 六—街づくりと建築課の役割
- 七—これからの区役所区政部建築課
- 八—おわりに

る論文には改善が進んでいないという指摘が枕言葉のように用いられているのである。その原因についても、区長権限、予算、区の力量、機構等々、語りつくされた感がある。

二〇年の間に最も変わらなかったのは、実は管理職をも含めた職員自体の意識ではなかったか。機構等の枠組は変化するし、あるいは変化する可能性をもっていても、その内部にいて動く、あるいは動かす人間自体の意識が変化しなければ実効性は薄いと言わざるを得ない。

本稿では、ちょっと意識を変えれば新しいことが見えてくるのではないかと思

い、局の出先機関が区の機構に統合されたひとつの例である建築課の問題点を取り上げ、区役所の可能性を展望したい。

二——建築課の歴史

建築行政の基本法である建築基準法は昭和二十五年十一月二十三日に施行された。この時点では建築行政事務は県の所管に属し、各区（当時は一〇区）に県職員一名が建築主事として駐在することになった。建築主事というのは建築行政の根幹をなす確認事務をつかさどるひとつの行政機関である。

昭和二十六年十月には県からの建築行政事務委譲に伴ない、従前の営繕組織であった建設局建築部と新たな行政組織である建築課（現在の区の建築課とは別個のものである）とにより横浜市建築局が発足する。区の駐在主事も建築課の組織にくみこまれ、木造住宅程度の建築確認業務を行うことになる。

昭和四十年五月、各区に建築局建築出張所が設置され、建築主事を長とする組織として整備された。昭和四十四年の分区を経て、五十一年十一月の機構改革により建築事務所へと名称が変更され、八区に三等級所長、六区に四等級所長という体制がとられるが、三等級所長のみが建築主事であり、他の六区をも分担する

という変則的な機構となる。その翌年六月には福祉事務所とともに建築事務所は区の組織へと編入される。

昭和五十五年すべての区の所長が三等級となり建築主事となるような改革等が行われ、昭和五十七年、名称変更によって区役所建築課が誕生した。

この時までに、戸塚（五十一年）、港北、緑（五十三年）の規模の大きな郊外三区には主査が配置されていたが、新たに、鶴見、港南、旭（五十八年）、保土ヶ谷、金沢（五十九年）の五区に主査制度が導入された。

三——建築課の現状

現在の建築課で行われている主要な業務には次のようなものがある。

①三階建以下かつ延床面積一、〇〇〇㎡以下の建築物および一部の工作物（擁壁）に係わる確認および検査（昭和五十八年以降に主査が配置された区においては、二、〇〇〇㎡以下）

②違反建築物の初期指導

③仮設建築物許可および仮使用承認の許可関係業務

④住宅金融公庫の貸付に係わる個人住宅、住宅改良、建売住宅等の設計審査および現場審査

⑤台帳記載証明および専用住宅証明の証

明事務

⑥一般建築相談

これらの業務はほとんどが出張所および事務所時代からの延長線上にある。つまり、事務委譲等により建築行政事務の分野で建築課がかかわる割合は増加しているが、区の機構に入っている意味は必ずしも明確になっていないのである。そこで確認事務と建築相談を取り上げて課題を抽出し、建築課の将来像を見出す糸口をさぐってみた。

四——建築課から見た建築行政の問題点

過去、現在を通じて建築課の最も重要な仕事は確認事務であることに変わりはない。この仕事の特殊なところは、直接区民というよりは、図面を引いたり手続を代行する設計者あるいは代理者を相手とすることである。これは、建物を建てる時に専門的な知識や技術が要求されるためで、やむを得ないことである。

彼らが所属する設計事務所は建物を建てる区にあるとは限らない。むしろ他の区、あるいは横浜市外にあることの方が多いかもれない。それでも区の建築課ですべて用が足りるのであればよいが、大規模な建物である場合や、それ以前の問題として開発や宅造等の問題がある場

合には市役所へ行かなければならない。代理者たちにとっては、むしろ市役所ですべての手続、調査等が行えるほうが便利かとも思われる。

また、確認事務の窓口が一四区と市にあることは法解釈の不統一をもたらす危険性をはらんでいる。政令指定都市の中でも建築確認申請の窓口が区役所にあるのは本市以外では川崎市と広島市のみである。

昭和三十六年には、建築行政事務を市役所に集中し、方面別とすることも検討されたが、結局、市民サービス等の観点から見送られた経緯がある。しかし、単なる確認申請手続の窓口としての建築課であれば、区役所にある意味はあまり見出すことはできない。

昭和五十八年の建築基準法改正によって、建築士制度の活用など新たな動きがある中で、建築局を含めた建築行政事務の再検討が必要である。

五——建築相談と建築課の役割

確認事務のほかに、現在の建築課にはもうひとつ重要な仕事がある。それは一般の区民からの建築相談や陳情の応対である。最近、特に多いのが日照や隣地境界線からの建物の距離など、建築に関連する民事上のトラブルである。本来、こ

これらの陳情の対応は建築行政の仕事ではない。しかし、民事上のトラブル、特に近隣関係のトラブルが行政にもちこまれることが増加している事実には注意する必要がある。その裏には次の重要な点が隠されているのではないか。

第一に、共同体意識の喪失、いわゆるコミュニティの崩壊が進んでいることを如実に物語っているということ。横浜のように急速に開発され、人口が増加した都市では、隣に急に家が建ち始めることがあるわけだが、近所の人にあいさつをしなかつたというようにならずかなことからトラブルが生じるのである。

第二に、このようなコミュニティの崩壊に潜在的な危機感を持ち、役所に陳情が入るとのこと。つまり、建築に関する民事的な陳情は、住民のコミュニティ崩壊に対する本能的な SOS 信号ということができる。また同時に、住民の肥大化した権利意識の一端をまかま見ることになるのだが。

コミュニティは人間の住む街、あるいは都市の基本的な構成要素であるはずである。街づくりとは単に都市施設をつくるというハードな面だけではとらえられない。真の街づくりというのは、そこに住む人々がいかに毎日を楽しみ、豊かに過ごせるかというようなソフトな面をも含むものであり、それだからこそコミュニ

ニティの再生が叫ばれる理由がある。

ここにおいて、建築課の重要性が浮かび上がる。つまり、住民のコミュニティ崩壊に対する SOS 信号を受けとめ、危機感あるいは肥大化した権利意識から生じる負のエネルギーを正のエネルギー、新しい街づくりを目指すエネルギーに変換する鍵を握っているのである。

神戸市では、公害追放という住民運動のエネルギーをまちづくり協定や地区計画へと発展させた真野地区のような事例がある。また他都市に例をとるまでもなく本市においても、共同住宅建築反対運動から建築協定へと発展させた例など、市・局のレベルではいくつ事例を求めることができるだろう。しかし、身近な行政機関として区役所に陳情・相談がもちこまれることが増加している現在、区役所が主体となって何らかの対応ができることが望まれる。

建築協定に関しては、現在窓口は建築局の企画指導課であるが、港南区では陳情・相談を受けた建築課が主体となつて建築局と連携して地元に入り、建築協定をまとめる試みがなされている。さらに住民情報をもつ区政推進課や市民課等との連携をはかれば、コミュニティの再生に関して新たな展開の可能性も生まれるのではないか。

六——街づくりと建築課の役割

この「調査季報」上で区役所に関する議論が何度も取り上げられていることはすでに述べたが、昭和五十年代には地区カルテや地区計画などと関連して区役所と街づくりに論及したものが目立つ。ここでは、区の特性を生かした街づくりを進めるためには区役所の機能を拡充し、区役所が中心となつて行えるような体制をつくらなくてはならないと語られている。

その中で徐々にではあるが、区役所の機構も改革されてきた。とりわけ、昭和五十二年の機構改革で建築事務所が区の組織へ編入されたことは、本来大きな意味を持つべきであった。技術職が区の組織へ入るのだから。

しかし、実際には事務所自体も建築局の方へばかり目が向いており、区の総合行政への手助けをすどころではなかつた。

昭和五十七年に「区における総合行政の推進に関する規則」が制定されるとともに、建築事務所は建築課へと名称変更したが、これを単なる名称変更に留めてはならないだろう。区役所における技術職集団であることを自覚し、積極的に区政にかかわっていくべきだ。また、区役所としても区の街づくりの上で専門知識

や情報を持つ建築課をもっと活用すべきだ。

特に、主査の配置されている区においては建築行政の強化をはかるのみではなく、区政、とりわけ街づくり行政の強化をはかるべきである。単に建築課の主査としてのみでなく、区における街づくりの技術的な面をカバーするスタッフとして位置づけ、区政情報を持つ区政推進課等と連携すれば、区役所の企画調整機能も拡充されるのではないか。

建築行政の手法として規制、つまり現実に区のレベルでは確認制度のはたす役割は大きいのだが、その前提は都市計画であり、その目的は住みよい街づくりである。その意味でも、区の将来像を描く役割は建築課も担うべきではなからうか。

七——これからの区役所

区政部建築課

区役所および建築課の問題点を指摘するとともに、将来像を追いかけてきたのだが、ここでまとめをしておこう。

①建築課は単なる確認申請の窓口ではない。建築行政は重要であるが、現在の建築課の業務では中途半端であり、市役所での集中方式、あるいは、建築局の指導、審査部門を解体し、区役所に編入する等

再検討が要される。なお、窓口が直接かわるのは代理者であっても、そのうしろに常に区民がいることを忘れてはならないことは、ここに明記しておく。

②建築課に情報として寄せられる近隣関係のトラブルという負のエネルギーからコミュニティの再生、新たな街づくりへと向かう正のエネルギーへの変換システムを創出する。

③区役所におけるほとんど唯一の技術職

一 ——— はじめに

区の建築課には、建築にからむ相隣関係のトラブルに悩む設計者や一般区民の方々が毎日多く来られる。特に一般区民は、最低限のことしか決めていない建築基準法などでは解決・救済できない問題をかかえて来る。その人の立場になりきれないとおろし一遍の法律の解説では納得できない状況が多く、地域の問題の深さとある意味では法律の不備さえ感じるわけである。しかし、法律とは常に最低限

集団であるという位置を明確にし、区の街づくり計画の専門的なアドバイザーとして、企画・計画面での参画をはかる。

②、③については建築課だけの問題ではなく、局および区役所内の他の職場との連携が必要である。

八 ——— おわり二

区にあることと区の機構であることと

は大きな違いがあるはずである、前者は他の行政目的のためでもよいが、後者は区の行政目的のためにあるのである。問題の発端は独立した行政機関が別の行政機関に入っていること、つまり建築主事

Ⅱ建築課長というところにも求めることができる。しかし、人格は同一でも職能としては後者が優位に立つべきであろう。また、それを補佐するためには職員ひとりひとりの自覚と区政に対する前向

② まちづくりと区建築課

港南区の実践例から

田口俊夫

一 ——— はじめに

このことであり、それを補完するのが「社会常識」であるが、それが徐々に薄れてきたのが現代社会ではないか、と思う。

さて、区のまちづくりとは、区という地域の特性を生かし、地域事務所としての区役所が主体的に動きまわることを意味する。つまり「地域の特性を生かす」とは住民の生活実感に迫って地域の問題とそれのあるべき姿を考えることである。そして、「主体的」とは、地域のことには「最も」精通していると思われる区役所が住民や関係機関の中に入り、課題を発

きの姿勢が必要不可欠である。

以上、行政経験もまだ日の浅い若輩の思いつきで、認識不足もあると思いますが、御批判いただければ幸いです。

△参考文献▽

①「南区役所業務概要」（昭和五十九年版）

②加山昇「建築行政「雑感」」『各区建築行政の推移』

△南区区政部建築課▽

一 ——— はじめに

二 ——— まちづくり実践例

三 ——— まとめ

見しバラバラなまちづくり施策を総合化することに つきる。

まちづくりに係わる区の組織は区政推進課であると言われてきたが、技術的な知識を背景とした企画調整力が求められることが多い。相手がいるのがまちづくりの常であり、相手とのやり取りの中で計画内容をつめていくわけであり、その駆引きには技術的即応力が求められるのである。

そのためにも、区政推進課に技術職の主査を置くことによって、より区のま

づくり部門を充実させよう、という意見が出るが、にわかには賛成しかねる。区の組織機構としてすでにある建築課の地域情報と技術的ノウハウをまず、まちづくりの方向に活用することで対応すべきであると思う。ただし、建築と云っても、そのみのエキスパートでは極めて幅の広いまちづくりの企画調整はできない。

この小文は、港南区建築課の主査として携わった区のまちづくりのいくつかについて具体的にそのプロセスを説明し、その問題点や将来の課題などについて述